令和7年度第1号議案

令和7年度第2回 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名:「江戸川区情報セキュリティポリシーの 改定及びサイバーセキュリティ基本方針 の策定について」

主管課:経営企画部DX推進課

〈添付資料〉

(1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·p. 1
---	-------

(2) 諮問依頼書·····p. 2~p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 会 長 村 島 章 惠 殿

江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について (諮問)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第3条第1項第5号の規定に基づき、下 記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

江戸川区情報セキュリティポリシーの改定及びサイバーセキュリティ基本方針の策定 について

2 諮問理由

江戸川区情報セキュリティポリシーを改定することが江戸川区情報公開及び個人情報 保護審査会条例第3条第1項第5号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事 項に該当するため

- 3 諮問関係資料 別紙諮問依頼書(写)のとおり
- 4 担当部課 経営企画部DX推進課



25 経 D 送 第 44 号 令和 7 年 6 月 24 日

総務部長殿

経営企画部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第3条第1項第5号の規定に基づき、下 記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区情報セキュリティポリシーの改定及びサイバーセキュリティ基本方針の策定 について

2 諮問理由

江戸川区情報セキュリティポリシー(以下「区情報セキュリティポリシー」という。)を改定すること及びサイバーセキュリティ基本方針を策定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第3条第1項第5号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 実施目的

総務省の策定する、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となる考え方及び内容について解説した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下「総務省ガイドライン」という。)が令和7年3月に改定された。

また、令和8年4月1日に施行される地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)により「サイバーセキュリティ基本方針」の策定・公表が義務付けられた。 江戸川区においても、総務省ガイドラインの改定内容を踏まえ、区情報セキュリティポリシーの改定及びサイバーセキュリティ基本方針の策定を行い、更なる情報セキュリティの強化を図ることを目的とする。

※ 総務省ガイドライン改定のポイントは、別添1のとおり

4 区情報セキュリティポリシーの改定内容

区情報セキュリティポリシーは、江戸川区情報管理安全対策要綱及び江戸川区情報管理安全対策基準(以下「基準」という。)により構成されている。今回の改定は、基準に

係るもののみである。

- (1)総務省ガイドラインの主な改定内容 LGWAN接続系やマイナンバー利用事務系システムにおける無線LAN利用 の要件について規定
- (2) 区情報セキュリティポリシーの改定内容 基準の改定箇所は、別添2のとおり。 区情報セキュリティポリシーの改定案は、別添3のとおり。
- 5 サイバーセキュリティ基本方針の策定内容 サイバーセキュリティ基本方針の策定案は、別添4のとおり
- 6 実施時期(予定)

令和7年7月 情報公開及び個人情報保護審査会への諮問

8月 改定した区情報セキュリティポリシー及びサイバーセキュリティ 基本方針の運用開始

7 担当部課 経営企画部DX推進課

令和7年度第2号議案

令和7年度第2回 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名:「「地方税に関する事務」に係る特定個 人情報保護評価(全項目評価)の再実施 に伴う第三者点検について」

主管課:総務部課税課

〈添付資料〉

(1)	諮問書	· p.	1
-----	-----	------	---

(2) 諮問依頼書·····p. 2~p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 会 長 村 島 章 惠 殿

江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について(諮問)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第3条第1項第5号の規定に基づき、下 記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価(全項目評価)の再実施に伴う 第三者点検について

2 諮問理由

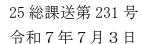
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第28条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。)第7条第4項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の地方税に関する事務の全項目評価書(以下「地方税評価書」という。)については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)において、平成26年11月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、地方税評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第3条第1項第5号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料 別紙諮問依頼書(写)のとおり

4 担当部課

総務部課税課





総 務 部 長 殿

総 務 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第3条第1項第5号の規定に基づき、下 記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価(全項目評価)の再実施に伴う 第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)第28条において、地方公共団体の機関は、特定 個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人 情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」 という。)第7条第4項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付 けられている。この規定に基づき、江戸川区の地方税に関する事務の全項目評価書(以 下「地方税評価書」という。)については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会(以 下「審査会」という。)において、平成26年11月に第三者点検を受け、既に当該事務を 実施しているところであるが、地方税評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」(※)を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第3条第1項第5号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

個人住民税の申告手続きについてマイナポータルの個人住民税申告ポータルを利用した電子申請の受付を開始する。

このことが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させる、地方税評価書の特定個人情報ファイルの概要等の内容及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の内容の変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更箇所

【別添1】「地方税に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

- 5 区民意見公募 (パブリックコメント) の状況 規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。
 - (1) 公募の期間 令和7年5月15日から6月13日まで
 - (2) 意見の件数

1件

- (3) 主な意見 肯定的なご意見であった。
- (4) 規則第7条第4項に基づき見直しした部分 修正なし
- 6 実施時期(予定)

令和7年5月 区民意見公募 (パブリックコメント) 実施 令和7年7月 審査会への諮問 地方税評価書を個人情報保護委員会へ提出

7 担当部課 総務部課税課

8 参考資料

【別添1】「地方税に関する事務 全項目評価書」の概要

【別添2】「地方税に関する事務 全項目評価書」